

令和4年3月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
（うちガスこんろ（LPガス用）1件、石油温風暖房機（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 13 件
（うち電気洗濯機1件、照明器具（センサー付）1件、
凍結防止用ヒーター（水道用）1件、携帯型電気冷温庫1件、
スピーカー（充電式）2件、フードミキサー（ブレンダー）1件、
電気掃除機1件、加湿器（超音波式）1件、照明器具2件、
ジューサー1件、自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4 件
（うち電気毛布（敷毛布）2件、耳かき（LEDライト付）1件、
エアコン（室外機）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900675、A201900952、A201901041、A201901073、A202000348、A202000367、A202000457、A202000599、A202100093、A202100134を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について
(管理番号：A202100910)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019 年（令和元年）6 月 24 日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：21.2%（2021 年 12 月 1 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	21	重傷	2015年度	0	—
2020年度	43	重傷	2014年度	0	—
2019年度	58	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202100910）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004 年 10 月～2015 年 1 月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、門田

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100903	令和4年2月3日	令和4年2月24日	ガスこんろ(LPガス用)	DS3109WA(クリナップ株式会社ブランド:型式ZGGRK7A19MUS)	株式会社ハーマン(クリナップ株式会社ブランド)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202100906	令和4年2月15日	令和4年2月24日	石油温風暖房機(開放式)	FH-G3217Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和4年2月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900675	令和元年10月2日	令和1年10月23日	電気洗濯機	AQW-GV80G	アクア株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の風呂水ポンプのモーターに不具合があったため、モーターがロックしモーター回路に過電流が流れて異常発熱し、ダイオードブリッジが焼損したものと推定される。	東京都	令和元年10月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900952	令和元年11月26日	令和1年12月19日	照明器具(センサー付)	HSL-150H	株式会社新興製作所(輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品内部の電源基板上のリレー付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	埼玉県	令和元年12月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201901041	令和元年12月28日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-H1-1m	株式会社ワーク	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、温度上昇で絶縁性能が低下する絶縁テープをヒーター先端部に用いた試作品を誤って出荷したため、通電時の温度上昇によりヒーター先端部が短絡して異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	長野県	令和2年1月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201901073	令和元年11月21日	令和2年1月27日	携帯型電気冷温庫	KAJ-R055R-W	株式会社オーム電機(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のモーターが異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、事故原因の特定には至らなかった。	東京都	令和2年1月31日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000348	令和2年6月25日	令和2年8月11日	スピーカー(充電式)	JBL FLIP3BLK	ハーマンインターナショナル株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	千葉県	令和2年8月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000367	令和2年7月25日	令和2年8月18日	フードミキサー(ブレンダー)	HBL-200	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、右手指を負傷した。 調査の結果、当該製品のブレンダーの軸を保持する固定するための部品が、仕様とは異なる耐食性の低い材質を使用していたため腐食、脆化及び破損し、ブレンダーの軸が脱落したものと推定されるが、使用者が、当該製品の電源プラグをコンセントに接続した状態で、当該製品から脱落したブレンダーの軸を手で押し込んだ際に、誤って電源をオンにしたことも事故発生に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「電源プラグをコンセントに差し込んだ状態で、ブレードに手で触れない。」「異常時には、ただちに使用を中止する。」旨、記載されている。	東京都	令和2年8月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000457	令和2年7月16日	令和2年9月25日	電気掃除機	IC-CSP5	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品の電源コード巻き取りスイッチを押したところ、電源プラグが左目に当たり、負傷した。 調査の結果、当該製品は、電源コードの巻取り速度が速く、電源コード巻取り口が高いところに設置されていたため、電源コード巻取り時に電源プラグが勢いよく顔付近に飛び上がり事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「電源コードを巻取るときは電源コードを持ちながらゆっくり巻取る。」「勢いよく巻取ると、電源プラグが当たって怪我をすることがある」旨、記載されている。	千葉県	令和2年9月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000599	令和2年10月5日	令和2年11月17日	スピーカー(充電式)	JBL FLIP3BLK	ハーマンインターナショナル株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	京都府	令和2年11月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100093	令和3年4月20日	令和3年5月6日	加湿器(超音波式)	PH-U28	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上のトランジスターが短絡故障したことにより、基板上に過電流が流れて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、複数の電子部品が破損していることから、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	埼玉県	令和3年5月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100134	令和3年5月6日	令和3年5月24日	照明器具	CL12D-5.0	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上のトランジスターが内部短絡して異常発熱するとともに、過電流が流れて抵抗が異常発熱し、基板の一部が焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、トランジスターが内部短絡した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和3年5月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100904	令和3年6月28日	令和4年2月24日	ジュースー	K-BD4	株式会社ラドンナ (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	令和3年11月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202100908	令和4年2月12日	令和4年2月25日	照明器具	CP72055E	三菱電機照明株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	青森県	令和4年2月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100910	令和4年1月25日	令和4年2月25日	自転車	AR7TPL	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	徳島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年2月18日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:21.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100902	令和4年2月10日	令和4年2月24日	電気毛布(敷毛布)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から40年以上経過した製品 令和4年2月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100905	令和4年1月12日	令和4年2月24日	耳かき(LEDライト付)	重傷1名	当該製品を使用中、先端部が破損し、右耳を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年2月15日
A202100907	令和4年2月4日	令和4年2月25日	電気毛布(敷毛布)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和4年2月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100909	令和4年2月6日	令和4年2月25日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から10年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気洗濯機（管理番号:A201900675）



照明器具（センサー付）（管理番号:A201900952）



凍結防止用ヒーター（水道用）（管理番号:A201901041）



携帯型電気冷温庫（管理番号:A201901073）



スピーカー（充電式）（管理番号:A202000348、A202000599）



フードミキサー（ブレンダー）（管理番号:A202000367）



電気掃除機（管理番号:A202000457）



加湿器（超音波式）（管理番号:A202100093）



照明器具（管理番号:A202100134）



ジューサー（管理番号:A202100904）



照明器具（管理番号:A202100908）

